

西宮市分別収集計画書

(第9期 令和2年度～6年度)



令和元年 6月



* * * * * 目 次 * * * * *

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号） …	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分（第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条 第2項第4号）	5
9	各年度における得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定 方法.....	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	7

1 計画策定の意義

本市では、「環境学習都市宣言」として市民・事業者・行政の各主体が自律と協働により、環境問題について学び、やるべきこと、できることを考え、行動を実践することを表明し、「環境学習」をあらゆる取り組みの中心に置くとともに学びあいの文化を育んでいる。

また、第7次「西宮市一般廃棄物処理基本計画」を平成31年度(2019年)3月に策定し、これまでのリサイクルを中心とした取り組みから、無駄をなくし、そもそもごみになるものを作らない、買わないといった発生抑制と、繰り返し使う再使用の2Rの取り組みを優先し、ごみを発生させない社会の確立を目指すこととした。

本計画は2Rの取り組みを推進する中で、発生する資源化可能なごみについては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再資源化することによって、限られた資源の有効活用並びに埋め立て処分量の減量を図る目的で、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を定めるとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針をしめしたものである。

本計画の推進により、資源の有効利用と循環型社会の形成が図られ、最終処分場を含む廃棄物処理施設の延命化が図られるものと期待される。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

・ごみを発生させない社会の確立

無駄をなくし、そもそもごみになるものを作らない、買わないといったリデュースと繰り返し使うリユースの2Rの取り組みを優先する。

・分別の徹底とリサイクルの推進

2Rの取り組みを推進する中で、発生する資源化可能なごみについては、適切な分別排出の徹底と多様な資源回収システムの構築に取り組み、更なるリサイクルを推進する。

・適正で効果的なごみ処理体制の構築

やむを得ず排出されるごみについては、焼却、資源化等の適正処理を行うことにより最終処分量の最小化を図るとともに、焼却余熱を利用したエネルギーの効果的な回収による温室効果ガス排出量の削減など環境負荷の低減に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定を行なう。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

容器包装廃棄物項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	排出量算定の根拠	
スチール製容器(t)	691.2	645.9	602.8	562.5	524.9	可燃(a)×比率(α1)+不燃(Ha)×比率(α2)+集団+店頭 α1=0.1%, α2=9.44%	
アルミ製容器(t)	680.3	690.9	700.8	710.6	720.7	可燃(a)×比率(α1)+実績値+集団+店頭 α1=0.07%	
無色ガラス製容器(t)	2,006.6	2,004.5	1,999.6	1,994.8	1,989.5	可燃(a)×比率(α1)+不燃(Ha)×比率(α2)+集団+店頭 α1=0.11%, α2=60.73% × 白色ビン比率:0.45	
茶色ガラス製容器(t)	1,515.9	1,514.3	1,510.6	1,507.0	1,503.0	同上 α1=0.11%, α2=60.73% ×茶色ビン比率:0.34	
その他ガラス製容器(t)	944.3	943.3	941.0	938.8	936.4	同上 α1=0.11%, α2=60.73% ×その他ビン比率:0.21	
飲料用紙パック容器(t)	961.2	950.6	938.9	929.6	916.0	可燃(ka)×比率(α1)+集団+店頭+回収量 α1=1.16%	
段ボール(t)	4,262.5	4,247.5	4,227.1	4,209.1	4,185.7	同上 α1=1.53%	
その他紙製容器包装(t)	2,835.9	2,799.2	2,759.5	2,727.8	2,683.1	同上 α1=3.63%	
ペットボトル(t)	1,311.0	1,305.6	1,299.4	1,295.6	1,285.3	同上 α1=0.69%	
その他プラスチック製容器包装	11,480.9	11,374.1	11,253.1	11,162.4	11,015.4	同上 α1=12.81%	
(t) うち白色トレイ	390.6	387.5	384.0	381.2	376.9	同上 α1=0.37%	
容器包装廃棄物 合計(t)	26,689.8	26,475.9	26,232.8	26,038.2	25,760.0		
各年度(4月1日時点)推計人口(人)	令和1年度 488,623	令和2年度 488,486	令和3年度 488,071	令和4年度 487,020	令和5年度 485,844	令和6年度 484,713	各年度分は、人口増減率、県の年間変化率を使用した

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。また、ごみ減量等推進員による啓発活動を推進する。

（1）過剰包装の抑制

再生商品の販売や簡易包装の推進、事業に伴って発生する廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進など、ごみ減量化・再資源化に取り組むことを宣言する店舗や事業所等を「ごみ減量化・再資源化推進宣言店（スリム・リサイクル宣言の店）」として募集し、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

（2）買い物袋持参運動の推進

レジ袋の有料化やスタンプ方式などによる買い物袋持参運動を推進し、スーパーマーケット等の小売店での包装の抑制、啓発活動を積極的に行なう。

（3）リターナブル容器や詰め替え用商品の利用、販売の促進

リターナブル容器を利用した製品や詰め替え用商品の積極的な利用、販売の促進を呼びかけ、廃棄物としての排出を抑制する。

（4）環境学習・啓発活動の充実

ごみについての知識と理解を深め、容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、再資源化の必要性を認識してもらうため、以下のとおり環境学習・啓発活動に積極的に取り組む。

①出前授業

市内の小学校を対象に、市職員がごみの出し方・分別方法・リサイクルなど環境への関心や理解を深めてもらうことを目的とし、学校が実施する環境学習授業に参加している。

②施設見学の受入

子供から大人まで、西部総合処理センターやペットボトルの圧縮保管施設等の見学を積極的に受け入れる。

③リサイクルプラザの活用と環境美化ポスター展の開催

リサイクル・リユースについての啓発施設（リサイクルプラザ）において、粗大ごみの展示や修理、再生利用、リユース品を提供する「いきいきごみ展」、環境美化などを普及啓発する「環境ポスター展」を開催（市民ギャラリー）し、ごみの減量、資源の大切さを訴える。

④地域講座や出前講座など

ごみ減量等推進員などと連携して、積極的に地域出向き、講座を通して資源物の回収情報の提供と共有を図るとともに、ごみ減量の推進を進める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

本市の処理施設の状況及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように、また収集に係る分別の区分は下表右欄のように定める。

なお、缶及びガラスびんについては、「もやさないごみ」として収集したものを処理施設においてスチール、アルミ、無色びん、茶色びん、その他びんに選別する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	もやさないごみ
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	資源A
主として段ボール製の容器	資源A
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	資源B
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条 第2項第4号)

(単位 : t)

容器包装廃棄物項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	収集量算定の根拠	
スチール製容器(t)	行政回収	615.08	577.41	541.34	507.39	475.61	不燃ごみ(Hu)×比率(α2) α2:9.44%	
	集団回収	3.72	3.57	3.42	3.27	3.13	実績値	
	店頭回収	11.71	11.23	10.75	10.29	9.85	県の実績値	
	小計	630.51	592.21	555.51	520.95	488.59		
アルミ製容器(t)	行政回収	382.13	388.11	393.66	399.19	404.83	実績値	
	集団回収	201.02	204.16	207.08	209.99	212.96	実績値	
	店頭回収	41.71	42.36	42.97	43.57	44.19	県の実績値	
	小計	624.86	634.63	643.71	652.75	661.98		
無色 ガラス製容器 (t)	指定法人引渡	0	0	0	0	0	実施無し	
	独自処理 量	行政回収	456	460	463.6	468.1	469.9	実績値
		集団回収	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	実績値×無色比率 比率:45%
		店頭回収	3.3	3.3	3.2	3.1	3.1	県の実績値×無色比率 比率:45%
小計	460.6	464.6	468.1	472.4	474.2			
茶色 ガラス製容器 (t)	指定法人引渡	0	0	0	0	0	実施無し	
	独自処理 量	行政回収	344.5	347.5	350.2	353.6	355	実績値
		集団回収	1	1	1	0.9	0.9	実績値×無色比率 比率:34%
		店頭回収	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3	県の実績値×無色比率 比率:34%
小計	348	351	353.6	356.9	358.2			
その他 ガラス製容器 (t)	指定法人引渡	127.1	128.4	129.4	130.6	131.1	実績値	
	独自処理 量	行政回収	87.4	88.1	88.8	89.7	90	実績値
		集団回収	0.62	0.57	0.52	0.67	0.62	実績値×無色比率 比率:21%
		店頭回収	1.57	1.45	1.52	1.49	1.47	県の実績値×無色比率 比率:21%
小計	216.69	218.52	220.24	222.46	223.19			
飲料用紙パック容器(t)	行政回収	14.24	14.05	13.85	13.65	13.45	実績値	
	集団回収	5.33	5.26	5.18	5.1	5.03	実績値	
	店頭回収	75.35	74.36	73.29	72.21	71.16	県の実績値	
	小計	94.92	93.67	92.32	90.96	89.64		
段ボール(t)	行政回収	1299.6	1298.5	1295.7	1292.57	1289.56	実績値	
	集団回収	1820.3	1818.75	1814.83	1810.45	1806.24	実績値	
	店頭回収	0	0	0	0	0	実施無し	
	小計	3119.9	3117.25	3110.53	3103.02	3095.8		
その他紙製容器包装(t)	指定法人引渡	0	0	0	0	0	実施無し	
	独自処理 量	行政回収	125	117.75	110.3	103.55	97.2	資源E実績値×その他紙製容器包装率 率:20.69%
		集団回収	0	0	0	0	0	実施無し
		店頭回収	0	0	0	0	0	実績値
小計	125	117.75	110.3	103.55	97.2			
ペットボトル (t)	指定法人引渡	635	634	633	633	629	実績値	
	独自処理 量	行政回収	0	0	0	0	0	実施無し
		集団回収	0	0	0	0	0	実施無し
		店頭回収	160.7	161.88	162.86	163.8	164.76	県の実績値
小計	795.7	795.88	795.86	796.8	793.76			
その他プラスチック製容器包装 (t)	指定法人引渡	1556	1556	1552	1552	1544	実績値	
	独自処理 量	行政回収	0	0	0	0	0	実施無し
		集団回収	0	0	0	0	0	実施無し
		店頭回収	104.38	104.29	104.07	103.82	103.58	県の実績値
小計	1660.38	1660.29	1656.07	1655.82	1647.58			
うち白色トレイ	指定法人引渡	44.9684	44.9684	44.8528	44.8528	44.6216	その他プラ実績値×白色トレイ率 率:2.89%	
	独自処理 量	行政回収	0	0	0	0	0	実施無し
		集団回収	0	0	0	0	0	実施無し
		店頭回収	69.3	69.28	69.22	69.07	68.9	県の実績値
小計	114.2684	114.2484	114.0728	113.9228	113.5216			
分別基準適合物見込み値 合計(t)		8078.56	8045.8	8006.24	7975.61	7930.14	各年度分は、 人口増減率、県の年間変化率 を使用した	
各年度(4月1日時点)推計人口(人)		488486	488071	487020	485844	484713		

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口予測値	488,486	488,071	487,020	485,844	484,713
対前年度比	99.97%	99.92%	99.78%	99.76%	99.77%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行なう。

なお、紙製飲料容器（紙パック）については、再生資源回収業者の協力を得ながら分別収集を実施している。また、店頭回収についても各事業者の協力を得ながら分別の促進を図る。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	もやさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集及び集団回収 ・生協、スーパー店頭回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集については委託業者による選別で市ストックヤードでの保管。 ・再生資源集団回収については民間業者 ・生協、スーパー店頭回収については民間業者
	アルミ			
びん	無色のガラス			
	茶色のガラス			
	その他のガラス			
紙	紙パック			
	段ボール	資源A	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集及び集団回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・生協、スーパー店頭回収については民間業者
	その他紙製容器包装	資源B	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集及び集団回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・生協、スーパー店頭回収については民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集 ・生協、スーパー店頭回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集については市のストックヤードでの保管 ・生協、スーパー店頭回収については民間業者
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	プラスチック製のトレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・生協、スーパー店頭回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間業者
	その他プラスチック製容器包装	その他プラ	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集については民間委託業者のストックヤード

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備に関しては以下のとおりである。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	もやさないごみ	折りたたみ式コンテナ	パッカー車 (2～2.35t)	西部総合処理センター (選別・保管施設)
アルミ				
無色のガラス				
茶色のガラス				
その他のガラス				
紙パック	資源 A	紐で縛る	平ボディ車 (2t)	再生資源回収業者の ストックヤード (保管)
段ボール	資源 A	紐で縛る	プレスパッカー車 (2t)	
その他紙製容器包装	資源 B	紐で縛る	パッカー車 (2～6.4t)	
ペットボトル	ペットボトル	折りたたみ式コンテナ	パッカー車 (2t)	東部総合処理センター (圧縮・保管施設)
その他プラスチック製容器包装	その他プラ	透明袋	パッカー車 (2～6.4t)	民間委託業者の ストックヤード (圧縮・保管施設)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) ごみ減量等推進員の配置

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、ごみ減量等推進員を配置し、分別ルール の周知や啓発、集団回収など自主的な地域リサイクル活動を推進する。

(2) レジ袋削減推進委員会の設置

市民・事業者・行政からなる「レジ袋削減推進委員会」を設置し、各々の役割意識のもとに協議を行ない、容器包装廃棄物の発生抑制、減量化等に関する施策の推進を図る。

(3) 再生資源集団回収活動に対する支援

自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付を行なう。